

鎌倉都市計画 高度地区 制限の緩和・適用除外に関する認定手続等の取扱要領

高度地区制限の緩和・適用除外に関する認定手続等について、次のとおり定める。

1 制限の緩和及び適用除外に関する認定申請

(1) 申請者は、高度地区計画書の内容の1.制限の緩和 1)に関する認定を受けようとする場合は、鎌倉都市計画 高度地区制限の緩和・適用除外認定申請書(第1号様式)に、次の図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- ア 付近見取図・・・方位、道路及び目標となる地物
- イ 配置図・・・・・・縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、当該申請に係る建築物と他の建築物との位置、擁壁の位置、土地の高低並びに敷地の接する道路の位置及び幅員、排水計画
- ウ 各階平面図・・・・縮尺、方位、間取、各室の用途及び壁、開口部及び防火設備の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造
- エ 4面の立面図・・・・縮尺、屋根及び外壁等の色彩、材質、開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
- オ 2面以上の・・・・縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の断面図 の高さ並びに建築物の高さ
- カ その他・・・・・・委任状、認定に係る理由書、日影図、植栽計画図、完成予想図、道路側空地のイメージ図及び周辺環境に対する調査書その他審査に必要な書類等

(2) 申請者は、高度地区計画書の内容の1.制限の緩和 2)に関する認定を受けようとする場合は、鎌倉都市計画 高度地区制限の緩和・適用除外認定申請書に、次の図書を添えて、市長に提出しなければならない。

上記(1)アからオまでに掲げる図書のほか
委任状、認定に係る理由書、日影図、植栽計画図、完成予想図、道路側空地のイメージ図、見付面積算定に係る図書及び既存建築物に係る図書その他審査に必要な書類等

(3) 申請者は、高度地区計画書の内容の2.適用除外 3)に関する認定を受けようとする場合は、鎌倉都市計画 高度地区制限の緩和・適用除外認定申請書に、次の図書を添えて、市長に提出しなければならない。

上記(1)アからオまでに掲げる図書のほか
委任状、認定に係る理由書、日影図、周辺環境に対する調査書、その他審査に必要な書類等

2 申請書の提出

申請者は、鎌倉都市計画 高度地区制限の緩和・適用除外認定申請書に 1 で規定する図書等を添付したものを一式とし、正本 2 部、副本 1 部を、原則建築審査会の開催日の 21 日前までに提出すること。

3 建築審査会への協力

申請者は、建築審査会が認定審査を行うために必要とする書類及び部数を用意し、建築審査会の開催日の 10 日前までに提出すること。

この取扱要領は、平成 20 年 3 月 1 日から運用する。

第1号様式

鎌倉都市計画高度地区制限の緩和・適用除外認定申請書

年 月 日

(あて先) 鎌倉市長

(申請者) 住 所.....

氏 名.....[㊞]

電 話.....

〔 団体にあっては、代表者の住所、氏名
及び連絡先を記入してください。 〕

次のとおり申請します。

申 請 区 分		<input type="checkbox"/> 制限の緩和		<input type="checkbox"/> 適用除外	
敷地に関する事項	地名地番				
	住居表示				
	敷地面積				
	用途地域		その他の区域、 地域・地区・街区		
	防 火 地 域	工 事 種 別			
	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準防火 <input type="checkbox"/> 指定なし	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> その他 ()			
建築物に関する事項	主要用途				
		申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計	
	建築面積				
	延べ面積				
	最高の高さ				
	階 数				
構 造					
制限の緩和・適用除外を受けようとする内容					
備考欄					